

総務常任委員会会議録

1 開会日時 令和5年12月12日（火）午前10時0分

2 閉会日時 令和5年12月12日（火）午後0時0分

3 会議場所 熊山支所大会議室

4 出席委員

3番	安藤 利博君	8番	大口 浩志君	12番	松田 勲君
15番	下山 哲司君	16番	実盛 祥五君	17番	佐藤 武君

5 欠席委員

なし

6 説明のために出席した者

市長	友實 武則君	副市長	前田 正之君
総合政策部長	倉本 貴博君	総務部長	戸川 邦彦君
財務部長	杉原 洋二君	赤坂支所長兼 市民生活課長	小坂 憲広君
熊山支所長兼 市民生活課長	稲生真由美君	吉井支所長兼 市民生活課長	中務 浩行君
消防長	井元 官史君	総合政策部参与	岡本 和典君
秘書広報課長	小引 千賀君	政策推進課長	山崎 和枝君
総務課長	花谷 晋一君	くらし安全課長	正盛 充敏君
財政課長	原田 幸子君	管財課長	大窄 暢毅君
税務課長	田渕 忠則君	消防総務課長兼 通信指令室長	檜原 秀幸君
消防予防課長	野波 勝義君		

7 事務局職員出席者

議会事務局長	土井 常男君	主任	平尾 和也君
--------	--------	----	--------

8 審査又は調査事件について

- 1) 議第49号 赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議第50号 赤磐市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議第52号 赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例
- 4) 請願第4号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について
- 5) その他
 - ・令和5年度事業の補正について
 - ・その他

午前10時0分 開会

○委員長（大口浩志君） ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

換気のため、会議室の出入口については開けたまま進めさせていただきますので、御協力をよろしく願いいたします。

また、会議の時間短縮に心がけたいと思いますので、執行部の説明及び委員の質疑につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、友實市長より挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 本日は年末を迎えての大変お忙しい中、総務常任委員会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。

本日審査いただく案件でございますけども、12月定例会に上程させていただいております議案案件3件と請願の事項を御審査いただくようになっております。また、その他の項として、令和5年度事業の補正予算あるいは事業の進捗状況等について御報告させていただくようになっております。慎重審査の後に適切なる御決定をいただきますことをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○委員長（大口浩志君） それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第49号赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例、議第50号赤磐市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議第52号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例及び請願第4号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願についての4件であります。

まず、議第49号を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いいたします。

○総合政策部長（倉本貴博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 倉本部長。

○総合政策部長（倉本貴博君） 議第49号赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本会議での細部説明のとおりでございますので、補足説明はございません。

○委員長（大口浩志君） これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） ちょっと確認させていただきたいと思うんですけど、これは赤坂地域にデマンドバスが入るといふことの改正だと思うんですけど、前から入っている吉井地域との違い、吉井地域は料金200円、赤坂地域は今度400円、それから運行本数とか、予約方法と

か、若干吉井地域とは違うと思うんですけど、その辺ちょっと教えていただけませんか。

○委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 吉井地域で現在運行しておりますデマンドの市民バスとの違いということでございます。

まず運行方式を若干変えております。吉井地域につきましては、先ほどもお話がありましたように、予約が要るんですけども時間を設定しております。時間帯を設定して、ある程度の時刻表に基づいて運行する形式にさせていただいております。自宅付近から目的地を設定させていただいております、そちらにお送りする。それから、目的地から自宅付近にお帰りいただくということです。吉井地域につきましては、エリアを旧吉井町の中を2地域に分けております。その2地域の中を運行する形でございます。赤坂地域につきましては、旧赤坂町全域を1つのエリアとして運行させていただくところが違います。

それから、赤坂地域につきましては、指定乗車場所を地域のごみステーション、集会所等がある程度目安にさせていただいて、各地域においてどこがいいかということをお指定していただいております、そこから目的地までお送りする。お送りするところは、商業施設であったり、赤坂支所であったり、銀行であったり、それは吉井地域と同じような形になるんですけども、そういうところにお送りする。

指定乗車場所は現在92か所を予定しておりますが、今後また御要望があれば増やしたりということも対応させていただくように考えております。こちらは特にダイヤ、時刻表というものを設定しておらず、9時から16時の間で1時間ごとに御予約を受けて、運行していく形にさせていただいております。1日に8便ということです。吉井地域については、7時台から17時頃のダイヤで曜日指定をさせていただいておりますので、大体4便から8便という形にさせていただいております。赤坂地域については、平日は毎日運行をさせていただきたいと考えております。というあたりで、運行形式が大分違うようになっております。

それから、先ほど運賃の話もありました。吉井地域はデマンドと言いながらも、ある程度ダイヤに基づいて運行させていただくということで、1乗車200円という設定をさせていただいております。今回の赤坂地域につきましては1乗車当たり400円ということで、全域の運行ということもありますし、かなり移動できる範囲も広くなるということも考慮いたしまして、1乗車400円とさせていただいております。ですが、半額割引対象の方が恐らく多く御利用になるのではないかと考えておりますので、実質はその半額の200円で御利用いただける方が多いのではないかと考えております。

それから、また大きく違うのが予約の期限でございますが、吉井地域につきましては、朝一

番の便については前日の17時までということでお願いしてございまして、午後便については当日の2時間前と、ちょっと時間を早めに締切りはさせていただいております。ですが、赤坂地域については、朝一番の9時便につきましては前日の17時までにはお願いしたいんですけども、例えば10時便とか11時便とか、そういう時間帯については、その時間の1時間前ぐらいをめぐりに予約をお受けさせていただきたいと考えております。吉井地域においても、すぐに行きたいというお話もいただいているところの対応がなかなかできづかったということもありまして、事業者と調整させていただいて、まずは赤坂地域についてはそれでやってみようという調整させていただいております。

それから、車両についてですけども、吉井地域については少し大きめの10人乗りの車両をお使いいただいているんですけども、山間部とかに入りますと御自宅付近ぐらいまで行けないということもあつたりしますし、今でも行きにくいところもあるということなので、赤坂地域については今回赤坂タクシーをお願いするようになるんですけども、タクシーをお持ちなので、そちらのタクシー車両を活用させていただくように調整させていただいております。もちろん、吉井地域においてもそういう小さな車両のほうがよいということであれば、順次切替はさせていただきたいと考えております。

というところが主に違うところがございます。赤坂地域は今回初めての導入ということで、こういった手法で本当に成り立つというか、御利用が多くなるのか、また金額が本当に妥当なのかというようなことも、運行してからいろいろ検証して、改善すべきところは改善していきたいと考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいか。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 赤坂地域は今の市民バスもそのままなんですね。止める訳じゃないんですね。だから、並行してやられるということか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 今回、実証、試験導入ということでデマンドを導入させていただこうと思っておりますが、おっしゃられますように、今赤坂地域では笹岡線と北佐古田線の定時定路線を運行させていただいております。しばらくは併用でさせていただきたいと思っておりますが、デマンドのほうが本当にいいということになれば、デマンドに完全移行を考えております。

実際、デマンドと定時定路線を併用しているほかの地域についても、やはり定時定路線のほうがいいという方もおられたりすることもお聞きしておりますので、しばらくは併用しますけ

れども、そのあたりも一緒に検証していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいか。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 赤坂地域は1時間ごとに予約があればということですけど、これ予約がなければ当然運行されないということですね。だから、吉井地域より本数が多いんで非常に便利かなと思うんですけど、市民バスは委託料ですよ。吉井のデマンドは補助金になってたと思うんですけど、これはどっちの形になるんですか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 吉井地域と同じように補助という形で支援をさせていただこうと思っております。ですので、定時定路線は委託、こちらのデマンドについては両方とも補助という形で運行させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいですか。

○副委員長（安藤利博君） はい。

○委員長（大口浩志君） ほかにございませんか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 赤坂地域については、ごみステーションとかで家の近くじゃないんで、利用される人の家からごみステーションまでの距離とかは把握されとんですか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 一軒一軒ではないんですけども、まずこの指定をさせていただくときに、区長等にどこがいいかということをお区内で話をさせていただいて、例えばごみステーションというお話をさせていただいたんですけども、ごみステーションもちょっと遠いという方もおられるので、そういう方については、もう少しおうちに近いようなところも御指定させていただいて、設定させていただいております。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 何でそれを聞くかというたら、吉井地域で旦那さんが痴呆になって奥さんは運転せられんからということで、今まで走りよったところからずっと大きな買物袋を提げて歩いて帰らないけんとか区長が言うたら、そっちは通るようになってねえんじゃという話があ

って、それを地元の人が言われるから、支所でデマンドは家の一番近くの行けるところまで行くことになっただけですという話をしたら、対応した職員が理解できてなかった。それで、区長が言うときには断って、そんなはずはないんじゃないかと言うたら確認を取っていただいて、修正していただいたんですけど、やっぱりそういうことがあるんで、せっかくなんじゃからできるだけ家の近くで乗せてあげたら、大体利用されるのは80代以上なんで、その辺は気遣いが必要なんじゃないかなと思うてお聞きしました。

○委員長（大口浩志君） 何か対応を考えとられることがあれば、御答弁ください。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 今回は、これも自宅付近ぐらいになるかなということで考えさせていただいております。実際、ちょっと吉井地域と違うのが、縦横無尽に走るようになるので、ある程度まとまったところで皆さんを拾っていききたいという考えもございます。

また、おっしゃられますように、実際利用しようと思うと物すごく遠いんだということがあれば、また乗り場所の再検討を区長等と相談しながら決めていききたいと思っておりますので、これが確定というわけではなく柔軟に対応していききたいと考えております。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいか。

○委員（下山哲司君） はい。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 赤坂地域のデマンドバスですけれども、市民バスと併用ということで、デマンドについては試験的に実施するという説明だったと思うんですが、この試験運行はどれくらいの期間を想定してるのでしょうか。いつまでも両方を運行するというのは、はっきり言うてそのサービスがこの地域に過重に提供されるのかなど。桜が丘地域なんかでも、いわゆる宇野バスとかが走ってる地域といいますか、そのあたりに市民バスは走ってないわけです。高齢の方にとりましては、近くない距離で市民バスが来ないから逆に困っているケースもあるんで、十分市民サービスについては配慮していただきたいということで、いつ頃までに結論を出すのか。

○委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） こちらについてはまずは3か月、本年度内を一つの区切りで考えていききたいと思っております。その間にいろいろ改善点等がございますれば、もう一回その改善点を踏まえて、もう少し実証させていただきたいとは考えておりますが、そんなに1年

も2年も併用するようなことは考えておりません。

先ほど桜が丘というお話もありましたけれども、次年度以降につきましては、熊山地域それから山陽地域においても、先ほど宇野バスのお話もありましたけれども、基本的な基幹バスが走っているところは、デマンドはなかなか走らせにくいという状況でございます。ですので、そういうところも配慮しながら、山陽地域いわゆる桜が丘、山陽団地、それから旧来地区等にも順次デマンド方式の導入を検討していきたいと考えております。今回の試験については3か月をめぐりに、それから少しブラッシュアップをして、再度検証させていただいて完全移行ということを視野に入れております。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいですか。

○委員（佐藤 武君） はい、ありがとうございました。

○委員長（大口浩志君） ほかにございませんか。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 今回の条例の中で、今までどおり市民バスは基本的に小学校入学前の乳幼児は無料ですよね。それで、65歳以上の者でハレカハーフを所持する者、または市長が定めた65歳以上を確認できるカードを所持する云々とあるんですけど、ハレカハーフということは例のハレカカードですかね。これは市民バスにも利用できるんですか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 今回、条例には直接出ておりませんが、2月1日からハレカハーフを導入させていただく予定でございます。今、絶賛受付中でございます。そちらのハレカハーフを持たれている方、それから先ほどもありましたけれども、65歳以上であることを確認できるカードを所持する方、例えばマイナンバーカードですとかそういうものをお持ちの方については、市民バス全路線、先ほどの赤坂地域のデマンド、吉井地域のデマンドも含めました全路線、それから広域路線バスでも赤磐・美作線については、提示していただくと半額にさせていただこうと今回考えております。ですが、ハレカハーフ自体はキャッシュレスですけれども、なかなか車両にそこまでまだ対応できないので、提示していただいたら現金で200円のところは100円になるという対応で割引はさせていただこうと考えております。

以上です。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） つまり、宇野バスとは違って市民バスには読み取りの機械はつけないということですね。つける予定はないのでしょうか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 今回のハレカハーフについて、岡山県バス協会がされているシステムに赤磐市も相乗りをするという状況になり、それはもう既にシステムがあるところに仲間に入れていただくという形になるんですが、こちらの市民バスや広域路線バスに機械を入れていくとなると相当の金額にもなってきます。市民バス自体も今後デマンドとか、そういうようなことに移行ということも考えておりますので、そちらのハレカハーフのキャッシュレス対応は、ちょっと今のところは考えていないという現状でございます。

以上です。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 分かりました。できればその方向に進めていかないと、いつも乗る人だと顔を見りゃ分かるんでしょうけど、提示しなくても。やっぱり、新しい人なんかは愛カードとかマイナンバーカード、マイナンバーカードを見せるということはなかなかないと思うんですけど、免許証とかいろいろあると思うんですけど、それを一々確認するというのは正直大変だと思うんですけど、その辺は大丈夫でしょうか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 特にマイナンバーカードをお示しするのに少し抵抗がある方もおられるかと思うんですけども、できればハレカハーフをしっかり皆さんにお作りいただいて、それを見せていただくというのが一番手早いかなと思っておりますので、できれば65歳以上の方はハレカハーフを作っていただき、民間バスも乗っていただき、市民バス、デマンドも乗っていただくようお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

先ほど委員から御指摘がありましたように、新たな施策が動き出すとそれぞれの支所へも問合せ等が行くと思いますので、先ほど御指摘があったことがないように、スムーズな施行開始ができればと思いますので、支所の方々にも御苦労をおかけいたしますが、その辺はよろしくお願いをしておきます。

続いて、議第50号を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いいたします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 議第50号赤磐市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本会議場で提案説明及び細部説明申し上げたとおりでございます。補足説明はございません。

以上です。

○委員長（大口浩志君） これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 今回、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するという改正だろうと思うんですけど、赤磐市の職員ですけれどいろんな方がおられると、再任用の方とか、その赤磐市の職員区分といたしますか、どういった方に分かっているのか。その方に今回の勤勉手当あるいは期末手当の支給がどうなっているのか。ちょっと整理してお願いしたいと思います。

○委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 職員を大きく分けると3つぐらいに分かれるのかなと思います。正規職員、再任用職員、あと会計年度任用職員でございます。今、御質問ございましたとおり、勤勉手当につきましては、正職員、再任用職員については既に支給しているところでございます。会計年度任用職員につきましては、これまで勤勉手当が出てなかったということで、処遇改善の意味ということで国の法律が変わりまして、今回新たに支給することになったものでございます。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいか。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 結局、赤磐市の職員には全員に期末手当、勤勉手当が今回で支給になるということでよろしいでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 特定任期付職員につきましては、勤勉手当の支給制度がございません。これは期末手当のウエートが大きくなってる関係上、勤勉手当がございませんので、全員ではございませんが、特殊な任用を除いては全員ということになっていこうかと思っております。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいか。

○副委員長（安藤利博君） はい。

○委員長（大口浩志君） ほかにございませんか。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 条例をちょっと十分読んでないんで申し訳ないんですが。要するに勤勉手当、6月、12月支給だと思うんですけども、この条例の中で6月以上ということですけども、これは途中で一旦切れる、それで3か月後にまた勤めるという、その飛び飛びでも6月があれば支給されるのか、それとも連続なのか。第23条の2に「合計が」ということがありますので、どういう解釈すればいいのか、ちょっと教えてください。

○委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 条例の改正につきましては、第23条の2第1項、第2項、第3項とございます。その中にまず第1項は、6か月以上の任期を一度に受けた者につきましては、対象になりますということが書かれております。第2項につきましては、6か月未満の者であっても1会計年度内であれば、任期が2つに分かれていても合算して6か月になれば対象になりますということを書いております。第3項につきましては、前年度から継続して任用する期間が6か月以上になった場合も支給されますということとございます。ですから、佐藤委員が御質問された、切れて6か月以上になる場合は支給されるということになります。ただし、キーとなりますのが6月1日、12月1日というのがございますので、それも絡めての話となります。

以上です。

○委員（佐藤 武君） はい、分かりました。

○委員長（大口浩志君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第52号を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いいたします。

○消防予防課長（野波勝義君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 野波課長。

○消防予防課長（野波勝義君） 議第52号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例について

になりますが、本会議場での説明のとおりとなりますので、補足説明はございません。

以上となります。

○委員長（大口浩志君） これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） それでは、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第49号赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例、議第50号赤磐市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議第52号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

まず、議第49号について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（大口浩志君） 起立全員です。したがって、議第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第50号について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（大口浩志君） 起立全員です。したがって、議第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第52号について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（大口浩志君） 起立全員です。したがって、議第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査に入ります。

請願第4号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願についてを議題とし、審査をいたします。

総務常任委員会のフォルダに請願資料を格納しておりますので、お開きください。

まず、この請願の紹介議員から説明を求めるかどうか諮りたいと思います。

説明を求めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（大口浩志君） 起立全員です。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、紹介議員の鼻岡議員、野波課長のお隣のマイクの辺の席へお座りください。

鼻岡議員に説明を求めます。

○紹介議員（鼻岡美保君） 再審法の趣旨説明をする機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

この請願は、日本国民救援会岡山県本部から提出されております。再審法と一般的に簡略して言うておりますけれども、刑事訴訟法の再審に関する規定部分を改正していただきたいという意見書採択の請願となります。

一旦有罪が確定した判決でも、冤罪のおそれがあるのだったら救済が必要です。無実の人は無実に、そのための法整備をしてほしい、意見書を国に上げてほしいというのが今回の請願となります。先ほども述べましたように、現在の日本の法律では再審法という単独の法律はなく、刑事訴訟法の一部に再審請求をするための規定があります。再審は開かずの扉とも言われております。それは制度に構造的問題があるからです。請願書に2点記載されておりますが、1つは検察官が捜査段階で集めた証拠を裁判所の指示がないと開示しないということです。2番目に掲げておりますのが、検察官に抗告権があるということです。

この①の検察官の証拠の開示に関してですけれども、事件が起こった場合警察はたくさん証拠資料を収集します。その証拠を基に検察官が事件を立件するわけですが、この証拠は検察官の私物ではなくて、国民の財産ですので弁護団の開示請求があつたら全ての証拠を隠すことなく開示して、真実の解明に役立てるべきだと思うんです。そうでないと弁護士は、どんな証拠があるのかということを手探りで弁護することになります。現実の開示されないことがしばしばで、裁判の結果に左右されることがあります。

②の検察官に抗告権があるということは、ちょっと分かりにくいんですが、検察官が再審開始の決定が出たときに上告できるという上訴（後刻訂正）と言うんだんですけど、抗告できるわけです。再審を望む人は、裁判所に再審開始決定を出してもらう必要があります。しかし、地裁で再審開始決定が出ても検察がそれに従わないで、上告（後刻訂正）する権利が与えられております。高等裁判所、最高裁判所と開始決定が先送りになって時間がかかります。

日本弁護士連合会が無実の人を救済する制度を改善してほしい、改善すべきということで、この間取組を続けております。再審法改正実現本部という組織をつくって、全国的に再審法を改正する運動をしているところです。実現本部事務局長の上地大三郎弁護士は徳島県の弁護士ですが、徳島県では1953年に徳島ラジオ商殺し事件というのがありまして、上地弁護士はそのときの弁護士ではないんですけれども、この冤罪事件の再審請求が基となって、日本弁護士連合会が再審事件に関わりを持つようになったんだと述べておられます。

資料に意見書採択自治体の一覧が載っておりますので、御覧いただきたいと思うんですが、その一覧表では150の議会が意見書採択をしておりますが、この間の議会で決定したところがあつて、今162の議会がこの請願を採択しているところです。この12月議会で私たちの議会でも請願が上がっておりますが、ほかの議会でも請願が上がっておりますので、また状況は変わると思います。徳島県は小さな県ですけれども、3つの市と10の町が少ない自治体数の中でも採択となっておりますが、この徳島ラジオ商殺し事件が影響しているのかもしれませんが。

この徳島ラジオ商殺し事件は被告が女性で無実を叫び続けたんですが、懲役13年の判決を受

けました。事件から27年後に再審開始決定を受けて、5年後の1985年に晴れて無罪となりました。再審開始決定までの道のりが長いということがお分かりいただけだと思います。2件ほど例を挙げますと、大崎事件というのが九州でありまして、原口アヤ子さんという人、私もお会いしたことがあるんですが、この事件は1979年に起こった事件で、懲役10年の刑が確定しました。再審請求で、地裁、高裁で再審開始決定をもらったんですけども、最高裁で2019年に、検察官の抗告に理由がないと弁護団は思ってるんですが、最高裁が再審開始決定を取り消しております。事件から44年がたって原口アヤさんは高齢となって、今はもう寝たきり状態ですが、無実を訴え続けておられます。

最近話題になってる袴田事件ですけども、再審開始決定が出まして、先日再審の裁判が始まったばかりで、ニュースなんかも出てるんで御存じの方も多いかと思えます。死刑判決を受けたわけですけども、事件発生から再審開始の今年まで56年かかっております。9年前に静岡地方裁判所で再審決定は出たのですが、検察が不服申立てをしたところ、東京高等裁判所で再審開始が取消しになって、最高裁が審議不十分ということで差し戻して、今年の3月東京高裁で再審が認められるという、上がったたり下がったりという経過をたどっておりまして、この間に9年の年月がかかっております。袴田さんも拘禁状態の呪縛が解けなくて、お姉さんが裁判では対応しておられるというのは、テレビでもよく出るので分かると思えます。

再審開始を難しくさせないために、先ほど述べましたように2点法改正が必要だと思いますが、法改正は国会が行うので、国会議員の理解と協力がどうしても必要となります。日弁連は、この間に400名ぐらいの国会議員に要請行動をされたそうです。そして、今年の10月までに101名の国会議員の賛同を得ております。資料の新聞記事に党派別の議員名が掲載されておりますが、その後も賛同された議員もおられまして、その中には名前の記載はありませんが、岡山1区選出の逢沢一郎自由民主党衆議院議員は、この袴田巖死刑囚救援の議員連盟世話人として御尽力いただいております。このように、この再審開始は、党派を超えて改正の動きになっておりますので、赤磐市議会といたしましても国に意見書を提出していただきたい。ぜひ、委員の皆様にご賛同いただきますようお願いいたしまして、私の趣旨説明といたします。

以上です。

○委員長（大口浩志君） それでは、ただいまの説明に対して質疑のある方は挙手の後、御発言をお願いいたします。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） ちょっと言葉尻を捉えるわけじゃないんですけど、ちょっと訂正させてください。

今、鼻岡議員は、検察官抗告のことを上訴と言われましたけど、上訴というのは裁判の言葉です。地裁の判決を不服にして高裁にするのが控訴、それから最高裁にするのが上告、その2

つ合わせて上訴と言ってます。

今この検察側の抗告、問題になってるのは、控訴、上告じゃなくて、決定に対する抗告です。抗告と特別抗告です。だから、上訴とは全然違う手続なんで、そこはちょっと混同されないようにお願いいたします。

○委員長（大口浩志君） 答弁ございますか。

○紹介議員（鼻岡美保君） 安藤委員の言われるとおりでございます。ちょっとはしょって言ってしまいました。

○委員長（大口浩志君） 訂正なさるといふことでよろしいですね。

○紹介議員（鼻岡美保君） はい。

○委員長（大口浩志君） ほかにございませんか。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） まず、再審法というのは存在しないわけですが、刑事訴訟法の再審規定ということだと思えるわけですが、当然その冤罪というのはあってはならないことですが、要するに再審決定したらほとんどまず100%無罪になると思ってるんですが、無罪以外の決定がなされた例がありますか。

○委員長（大口浩志君） 答弁できますか。

○紹介議員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 鼻岡議員。

○紹介議員（鼻岡美保君） きちんと調べたわけではないんですけれども、再審開始決定が出た裁判では、無罪の判決をもらってると思います。一覧表もたしかあったと思います。

以上です。

○委員長（大口浩志君） 佐藤委員、よろしいですか。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（大口浩志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） ないようですので、紹介議員の鼻岡議員に対する質疑を終わろうと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） それでは紹介議員、鼻岡議員に対する質疑を終わります。

鼻岡議員、ありがとうございます。お席へお戻りください。

次に、委員の皆様方の御意見を伺いたいと思います。

御意見のある方から挙手の後、御指名しますので、意見を述べていただけたらと思います。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 先ほど鼻岡議員からの説明でも冤罪の話でいろいろ例を挙げられて、かなり時間がかかっているのは確かだと思います。そういった中で、平成28年に改正された刑事訴訟法の一部を改正する法律の中に、要は再審請求における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものというのが附則されたそうです。それによって、現在法務省において、先ほど鼻岡議員が言われた日弁連と裁判所と警察と法務省の4者で制度の在り方について議論をされているそうです。協議会を開いて、定期的にされているとお聞きしました。

そういった中でなかなか難しい問題だと思うので、我々が即判断するのは難しいんじゃないかなと、そういう意味ではこの議論はしっかり今4者の中で、日弁連も含めてされているというのをお聞きしているんで、私はもうちょっとその経過を見るべきだなと思うんです。気持ちはすごく分かるし、冤罪があってはならないと私も思っておりますので、早急にやっていただきたいとは思いますが、ここでまず、我々が結論を出すのは尚早ではないかなと。だから、せめて継続審査をしながらやっていくべきではないかなと私は思います。

○委員長（大口浩志君） ありがとうございます。

ほかに。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 今の松田委員の御意見ですけど、少し違うと思うんです。私そこまで知らなかったんですけど、再審法の多分今の証拠開示とかということだと思うんですけど、それをどうするかは、これはもう法務省なり、日弁連なり、あるいは国会で詰めていただくことになると思います。その細部の規定については、でも、それを早くしろということでこの請願を受けることは、全然矛盾しないと思います。

これ大事な問題なんで、ちょっと時間をいただいて私の意見を述べさせてください。

3日前の土曜日に吉井会館で人権を考える集いがありました。春風亭昇吉師匠の落語と講演会がありました。その人権でいったら、この冤罪は無実の人を罪人にするわけですから、もう一番の人権侵害です。この請願にある証拠開示の制度化と、それから検察官の抗告の禁止、これは鼻岡議員が説明していただきましたように、日本弁護士連合会が取り組んでいる法曹界最大の問題です。日弁連は4年前の2019年、ちょっとインターネットで見ましたけど、人権大会で再審法の改正、今出てきている内容ですけど、これを求める決議を全員一致で採択してます。

特に先ほども言われました袴田事件、再審決定したのは今年3月です。これは、東京高裁が検察官の抗告を棄却して再審開始が決定しました。その再審の裁判が始まったのが10月ということで、各地の議会にも請願が増えていってるんだろうと思います。

日弁連が支援して、無罪が確定している再審事件が18件あるそうです。再審ですよ。その

うち4件の確定判決は死刑です。再審してなかったら無罪の人が死刑になってる。証拠開示の制度化と検察官抗告の禁止は、その冤罪の発生防止と冤罪被害者の早期救済、それからあまり言われてないんですけど、真犯人の処罰にはぜひ必要だと思います。

刑事訴訟法の第317条、これは事実の認定は証拠によると規定されているんです。これが刑事訴訟法の大原則で証拠裁判主義と言ってるんですけど、事実認定は証拠によって行わなければならない、これ大原則です。だから、今先ほど言われましたように、刑事訴訟法には再審法の詳しい規定がないので、証拠開示の規定がありません。それを先ほど松田委員が言われた、今、法務省では検討されているということですけど、今現在ありません。裁判所からの勧告あるいは弁護士からの請求があっても、検察官にはその証拠を開示する義務が今のところないんです。考えてみたら、その開示請求によって新たな証拠が出てくるのは、検察官が隠していた証拠です。言い換えたら、検察には不都合な証拠です。この不都合な証拠を隠蔽しておいて冤罪を生む。これは法正義に反する最たるものです。これを拒む理由は全くないと思います。

先ほど再審によって死刑囚が無罪になったと言いましたが、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件があります。4大冤罪事件と言われてます。死刑囚が再審によって無罪が確定した事件です。再審がなかったら無罪の人が死刑になってたんです。無罪が確定するまでに20年、30年とかかかってるんです。その長期にかかる理由が検察官の抗告です。今、鼻岡議員もちょっと混同されてましたけど、抗告というのは、裁判所が再審の開始決定をした。それに対する異議申立てです。裁判、判決に対する異議申立てじゃないんです。再審を始めるかどうかを争ってるんです。これが、要するにその再審をするかどうか決めるまでに、検察官の抗告あるいはまた高裁への特別抗告をするもんだから再審が始まらない。これが再審が長引く一番の理由です。

先ほど言われた袴田事件、2014年に再審開始決定一旦しましたが、検察側が抗告して再審開始決定されたのは今年3月です。再審開始決定に異議があるのであれば、そういった裁判外の抗告という手続じゃなくて、やり直し裁判の中で争えばいいだけの話です。手続でそんなに何十年もかかってるから長引くので、争うのであれば再審ややり直しの裁判の中で正々堂々とやればいいだけの話だと思います。

再審が長引いたら、今、袴田事件で56、57年ですけど、無実の人の救済が遅れます。先ほど言いましたように、無実だとしたら裏側に必ず真犯人がいるんですけど、それを見つけることが非常に困難になります。仮に真犯人が見つかって、殺人罪は一応時効が外れましたけど、それ以外の犯罪は公訴時効になって、犯人が分かっても処罰できなくなります。

鼻岡議員が先に言われましたけど、インターネットで見たら、袴田巖死刑囚救済議員連盟というのがあったので、事務所に確認しました。岡山事務所がよく分らんかって、東京事務所に聞いてくれということで東京事務所に電話しました。ちょっとおられなかったんで後日、逢沢

議員本人から電話をいただきました。法律の専門家ではないけど、これは人権問題ですとはっきりおっしゃってました。

これ鼻岡議員、共産党所属ということで出されてますけど、先ほどの新聞記事にありましたけど、自民党や公明党の議員も入ってます。そちらから出されてもいいような請願だと思います。だから、党派のことを考えずに、その冤罪被害者を生まない、冤罪被害者を早期救済する。もう超党派で取り組むべき問題だと思ってます。

もう一つ、付け加えさせてください。

先ほど言った人権を考える集い、吉井会館であった。今年の赤磐市の人権標語入賞作品、この最優秀作品、ちょっと私も感動したんですけど、「僕の色君の眼鏡で変えないで」要するに、色眼鏡で見ないでくださいというすばらしい標語だと思いました。

この請願の内容を、共産党の議員が紹介議員だからということじゃなくて、本当にその冤罪被害者を生まない、早期救済、そういうことで私はぜひ取り上げるべきだと思います。これ、そのとき頂いたクリアファイルですけど、人権尊重都市宣言のまち赤磐市となっています。人権問題に対する赤磐市の姿勢がまさに問われていると思いますので、私は賛成すべきだと思います。

○委員長（大口浩志君） ありがとうございます。

ほかに。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 私が言ったのは、その反対とか云々じゃなくて、ちょっとまあ正直難しい問題だと、我々が判断するのは難しいんで、もう少し継続審査をしながらやっていくべきではないかと、ここでぱっと決めるような話ではないような気がします。

さっき安藤副委員長が言われたけど、この請願の記の中に、検察・警察が持っている未開示の証拠を裁判長の指示の有無に関わらず開示する法制度に改正することと書いてあるんです。そしたら、裁判長のあれがなくなるんじゃないかなというような気がするんですけど、やはり問題はその後だと思うんですよ。さっき言われた検察庁がやっぱり異議申立てをする、上訴ができない法制度改正すること、これは確かにそうだと思います。ただ、裁判長の指示もなしに開示できるようにするという事は、それがいいのか悪いのか、まだ判断しかねるんで、もう少し慎重にすべきだなと私は思っております。

以上です。

○委員長（大口浩志君） ありがとうございます。

ほかに御意見は。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） どう言うていいんか分らんのですけど、まあ専門家でない判断し切れん部分もあるんで、人権に対しては必要なことだと思うんですけど、継続審査と私個人的には思います。

○委員長（大口浩志君） ありがとうございます。

ほかに御意見がございましたら。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 先ほども申し上げましたけれども、冤罪というのはあってはならないことでもあります。人権についても、その赤磐市が宣言してるということで、人権にも取り組んでいるということは、もう当然のことだと思います。そうした中で皆さんの御意見いただく中で、本当に難しい部分、裁判所の情報開示が云々、それから検察庁の抗告云々という、本当にプロの方々が実際判断をされている状況の中で、そうした部分については今回請願が出てきて、それでいい方向に行くという改正は、当然必要だと思いますけれども、我々専門家でもないということで、まず勉強をさせていただければなと思いますので、継続審査ということでお願いできればと思います。

○委員長（大口浩志君） ありがとうございます。

○委員（実盛祥五君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 実盛委員。

○委員（実盛祥五君） もっと勉強させていただきたいと思いますので、継続審査をお願いします。

○委員長（大口浩志君） ほかに何か御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 継続審査ということですけど、何について継続審査されるのでしょうか。先ほども言われましたけど、細かい規定をつくるのは我々じゃあ無理です。法律の専門家の法務省なり、日弁連なり、そういったところで決めていただかないといけませんけど、そういった方向にやってくれという請願は、出すにはまるで矛盾しないと思います。あんまり細かいことはあれですけど、実は刑事訴訟法というのは507条あるんです。そのうち、再審の規定というのは請願にもありましたけど、19条しかないんですよ。ほとんど規定がないんです。だから、その規定をつくろうと、今、法務省でされてるんだろうと思います。これを早く進めてくれという、言ってみれば請願の趣旨だろうと思います。

私もちょっと学生時代のテキストを引っ張り出してきました。350ページからあるんです。そのうち再審のページ、何ページあったと思いますか、私も改めて見てびっくりしました。5ページです。ほとんど再審、触れられてないんです。これを早く細かい規定、厳正な手続をつ

くってくれと、そのための請願だと思うんで、これを我々が継続審査して、我々が決めるわけじゃないんです。早くその手続を進めてくれという請願なんで、私は当然赤磐市議会として採択して、意見書を提出するべきだと思います。その継続審査する中身が全く分かりません。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 言われなんだから黙っとんじゃけど、その早く言えば、抗告権をなくせえとか、証拠を開示せえとか、そういうことを言わずに冤罪をなくす法律をつくってくださいというんだったら賛成しますよ。じゃけど、なくせえとか、出すあれをせえとか、そういうことを言えるほど、私たちがプロでないんだから。だから、冤罪をなくすことに対してだけのあれだったら賛成しますよ。じゃけど、その内容がつき過ぎとるからいけんで、そういうことですから継続審査でやりたいと思います。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 先ほど言いましたけど、もう日本の刑事裁判の基本は証拠主義なんです。それを検察官が都合のいいところは出すけど、都合の悪いのは出さない、これで真実が分からないから、それが出てきたときに冤罪という形で変わってきてるんです。だから、全ての証拠を出しなさい、弁護側からの請求もあります、あるいは裁判官からの請求もあります。隠すなよということだけの話で、裁判が長引く最大の原因が、その検察官の抗告・特別抗告にあるんだから、これをやめましょう。やり直し裁判の中で争えばいいだけの話じゃないですかという請願の趣旨なんで、何も矛盾はないと思います。

○委員長（大口浩志君） 請願第4号につきまして活発な意見が出て、委員の意見に対する意見もまた出てということになりました。そこで、請願第4号につきましては、継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りしたいと思います。

請願第4号を継続審査とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（大口浩志君） 起立多数です。よって、請願第4号は継続審査とすることに決定しました。

ここで、11時15分まで休憩としたいと思います。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（大口浩志君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 先ほど議第50号赤磐市会計年度任用職員の給与等に関する条例の

一部を改正する条例につきまして御質問を受け、それにお答えをした関係で少し補足説明をさせていただきます。

○委員長（大口浩志君） はい、お願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 安藤副委員長の御質問に対しまして、正職員、会計年度任用職員、再任用職員全員にという発言をさせていただいたところでございます。会計年度任用職員につきましては、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員と別々に規定させていただいております。パートタイム会計年度任用職員の中へ勤務時間が著しく短いものとして規則で定めるものを除くと規定させていただいておりますので、週の勤務時間が30時間未満の職員につきましては支給されないということがございますので、ちょっと補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（大口浩志君） ということで、委員の皆さん、御承知おきください。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

配付しておりますとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） それでは、このように申出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件について委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員長報告につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入ります。

その他の進め方ですが、まず令和5年度事業の補正について部ごとに順番に通して説明していただき、全ての部からの説明が終了後、質疑を一括して受けさせていただきます。次に、執行部からのその他についても同様に行います。最後に、委員からのその他について御発言いただきます。

以上の順番で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） それでは、令和5年度事業の補正については、予算説明資料で説明されます。タブレットの格納場所は、ホームに戻っていただき、全体共有フォルダ、本会議、令和5年、12月第5回定例会、議案・説明資料の中にあります。

また、質疑の際はページ番号を言うてから行うようにお願いいたします。

それでは、令和5年度事業の補正について、総合政策部から順番に説明をお願いします。

○総合政策部長（倉本貴博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 倉本部長。

○総合政策部長（倉本貴博君） 総合政策部関係の事業の補正について説明させていただきます。

予算説明資料の6ページを御覧ください。

6ページの中ほど、国庫補助金の総務費国庫補助金でございます。こちらは、補正額が3億3,100万円余り、エネルギー物価高騰対応の国庫補助金となっております。住民税非課税世帯への給付金の財源となっております。

予算説明資料の内容については以上ですけれども、議案書の104ページに債務負担行為補正が2件ございます。市民バス自動車借上料（可真・桜が丘東線）、令和5年度から10年度まで限度額370万円、赤磐市総合計画策定支援業務委託、令和5年度から7年度まで1,100万円となっております。

補正予算については以上でございます。

○委員長（大口浩志君） 引き続きお願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 事業の補正について御説明申し上げます。

予算説明資料は、10ページから17ページとなります。総務部資料の2ページも併せて御覧いただければと思います。

この事業の補正につきましては人件費の補正でございまして、市長部局及び消防部局の人事異動や人事院勧告等による職員人件費の補正となっております、総額で919万円を増額計上しております。

総務課からの説明は以上です。以上で総務部の説明を終わります。

○委員長（大口浩志君） 引き続きお願いいたします。

○財務部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 杉原部長。

○財務部長（杉原洋二君） それでは、財務部につきまして令和5年度事業の補正を一括して説明をさせていただきます。

まず、歳入、予算説明資料の6ページをお願いいたします。

税務課の案件で11款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金と、次に財政課の案件で8ページ、財源調整に伴う20款1項1目財政調整基金繰入金となっております。

歳出につきましては、税務課の案件で10ページ、2款2項2目一般管理経費森林環境税に対するシステムの改修経費でございます。

そのほかでは管財課の案件で、繰越明許費が議案書の103ページにあります庁舎等改修整備事業と桜が丘いきいき交流センター運営管理事業の2件となっております。

財務部の所管事業については以上です。

○委員長（大口浩志君） 令和5年度事業の補正について各部の説明が終わりました。

ただいまの説明について委員から質疑はございませんか。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 総務課の人件費で11ページですけど、職員の数が86名から84名、2名減ってるんですけど、給料自体は反対に増額になってるということで、これは役職の違う方が異動になったということでしょうか。人数は減ってるけど給料が増えてるという、そのあたりちょっと説明いただければ。

○委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 安藤副委員長の御質問にお答えします。

人事異動等に伴いまして給料が上がったり下がったりした関係、併せて今回の人事院勧告によりまして給料、手当が上がった関係、そういったこともそれぞれ1人ずつ精査しまして、こういった格好で増額になっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいか。

○副委員長（安藤利博君） はい。

○委員長（大口浩志君） ほかにございませんか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） コロナ対応の分の事業は、これは議決が済んだら年度内にすぐ対応できるんですか。

○委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 先ほど部長の説明にもありましたが、こちらの主な充当先につきましては、住民税非課税世帯に対する支援金が3億3,000万円程度。それから、児童福祉施設等の関係にコロナ交付金も充当しております。あともう一点、し尿処理施設運営負担金についても充当させていただいております。こちらの事業につきましては、年度内執行を予定しております。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 僕の聞き方が悪かった。年度内というのは、この年内にと聞かにやいけなんだから、3月じゃなしに年内に対応できるんですか。

○委員長（大口浩志君） それでは、年内と年度内を分けて御説明ください。

○政策推進課長（山崎和枝君） 年内ということなので、12月いっぱいということですよ。

こちらの事業、住民税非課税世帯については、大変恐縮ですけれども、社会福祉課で事務を担当しているところでございまして、これから事務を進めていくと聞いておりますので、年内ということにはならないかと思っております。ほかの事業についても補正の議決をいただいてからということになるので、年度内ということになりますので、全体的に年内に事業が完了するかというお問合せでありましたら、年内は難しいのではないかと今現在考えております。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 非課税世帯に対しては、もう対象者全部名簿があるんじゃないから、どうせやったげるんなら、お正月までにやってあげたほうが価値がある。いつも言うように、同じ金を使うんなら価値観を出すような対応をしてあげてくださいと、いつもお願いするのがそういうことなんで、やっていただけるようにしていただけたら、できるんじゃないかと思うんですが、どんなでしょうか。

○委員長（大口浩志君） 下山委員、今のことはこのような意見があったということで、担当課へ強く申し添えていただけたらということによろしいですか。

○委員（下山哲司君） はい。

○委員長（大口浩志君） それじゃあ、そのようなことでお願いをしておきます。

ほかにございませんか。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） いきいき交流センターの繰越明許で今説明いただいたんですが、770万円の運営管理の繰越明許というのは、具体的にちょっと説明をお願いしますか。

○管財課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 大窄課長。

○管財課長（大窄暢毅君） 運営管理事業といいますが、この内訳としましてはいきいき交流センター、前回の委員会でも御説明させていただいております。EV車用の急速充電器、こちらの事業の支払いが翌年度になりますので、完工自体は今年度にして、稼働も来年度当初から稼働になりますが、支払い自体が1年先送りということになりますので、繰越しをさせていただくものでございます。

以上です。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 私もそうじゃないかなと思ったんですが、運営管理事業となってるんで、ちょっとお尋ねをさせていただきました。ありがとうございます。

○委員長（大口浩志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） ないようでしたら、令和5年度事業の補正については終わります。

続きまして、その他については委員会資料に戻っていただきます。タブレットの格納場所はホームに戻っていただき、全体共有フォルダ、委員会等、総務常任委員会、令和5年、令和5年12月の中にあります。

それでは、執行部からその他について説明をお願いいたします。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） それでは、総合政策部の表紙には(2)赤磐市地域公共交通計画（素案）に係るパブリックコメントの結果についてということで、大変恐縮ですが、別紙をお開きいただきたいと思っております。

赤磐市地域公共交通計画の策定に関しまして、令和5年10月19日から令和5年11月17日までの期間でパブリックコメントを実施させていただきました。その結果といたしまして、1名の方から6件の御意見をいただいております。そちらのいただいた御意見の内容、それから市の考え方について、意見ごとにお示しをさせていただいております。

かいつまんで御説明をさせていただきます。

結果の1ページの意見番号1、昨今、人材確保がなかなか困難であるということで、国で現在議論が始まっておりますライドシェアについて、赤磐市でも検討を始めるべきではないかという御意見をいただいております。こちらにつきましては、まさに国で法改正等を今されているということですので、しっかりそういう国の動向、情報を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

それから、意見番号2につきましては、公共交通に頼らざるを得ない高齢者のニーズに応えるには、福祉部局との連携が不可欠であるという御意見でございます。他の部署にはなりませんけれども、連携して取り組まなければいけないという御意見でございます。ということで、今、福祉部局においては福祉タクシー券もしているということもありますので、そういった福祉タクシー券でありますとか、介護等が必要な方の移動手段についてもしっかり連携をさせていただきたいと考えております。

また、自家用車を持たない方の把握をしたほうがよいのではないかと。こちらの委員会でも御意見いただいております。世帯調査等につきましては、いろいろ個人情報等の観点もありますので慎重に考えていきたいと思っております。御意見を参考にさせていただきたいということでございます。

それから、2ページ目で意見番号3でございます。

共助による移動支援サービスのサポートについてというところで、ボランティアがしっかり移動支援を市内でも活動されている方がたくさんおられます。こういう互助も欠かせないということでございますので、しっかりそういう組織化をすべきではないかという御意見でございます。御指摘のとおり、地域の互助が大変地域の強化にもつながりますし、ニーズの高いところだと考えております。実際、ボランティアがされることによって課題もあつたりいたしますので、そういう課題もしっかり踏まえながら、移動支援サービスの運営事業の立ち上げも検討してまいりたいと考えております。

それから、3ページで意見番号4、公共交通の利用促進についてということで、市民バスについての御意見でございます。市民バスの利用が低調なのは、まさにまだマイカー時代ということで、なかなか移動手段を変えることが難しいところであり、利便性を高めるというのは当然ですが、行政が無理やりバスへの転換を迫る必要はないのではないかという御意見をいただいております。バスだけが移動手段であるとはもちろん考えておりませんので、今回もデマンドということもありますが、市民バスの利用が低調な路線等の分析もしっかりしながら、せっかく移動手段を提供させていただいておりますので、乗っていただくような啓発はしっかりさせていただきながら、定時定路線等の手法、それからデマンド型の手法等をしっかり考えてまいりたいと考えております。次期計画の中では公共交通ポイント制度等の導入も検討していきたいと思っておりますので、今後も外出機会を創出する取組を併せてやっていきたいと考えております。

それから、4ページで意見番号5でございます。目標値、収支率を今回書かせていただいております。ここ10年の経過を見ていきますと、8割方増加している状況ですので、平成25年度並みに近づけるべきではないか、浮いた財源は他の移動手段などに投入すべきであるという御意見でございます。地域の実態に合わせた運行形態の見直し等により、平成25年度から比べますと、いろいろな移動手段も提供させていただいておりますので、なるべく歳出を抑えながら

広告収入等の新たな収入額を増やすなど、市負担額の現状維持に努めていきたいと考えております。

最後に、意見番号6といたしまして、運行見直し基準に基づくサービスの適正化ということで、前回の計画については定時定路線縮小の検討を始める基準を書かせていただいていたんですけども、実際この計画期間中については、新型コロナウイルスの影響も多大に受けておりまして、実際の実績が縮小の土台に上がるかどうかというところの検証がちょっとできづらい状況にありましたので、今回の新たな計画で最低限確保すべき公共交通のサービス水準を設定していきたいと考えています。そして、利用者数や採算性などをしっかり考慮して、基準を下回る路線等については、沿線住民の方々等に周知を図るとともに、利用促進を図った後、慎重に見直しを検討していきたいと考えております。というように市の考え方を示させていただいております。

公共交通計画につきましては、年度内に公共交通会議にもこのパブリックコメントの御意見も提供させていただき、公共交通計画には現在の実績等も載せさせていただいておりますので、最終的な実績ができましたら、その実績値を記載いたしまして、公表させていただくという段取りで、今後進めていきたいと考えております。

続いて、(3)赤坂地域デマンド型市民バス利用案内の案についてということで、チラシを載せさせていただいております。こちらにも別紙に載せさせていただいております。

こちらが赤坂地域、目的地等を表面に示させていただいております、裏側2枚目になりますが、御利用の流れ、どういうふうに使ったらいいかという流れを書かせていただいて、それから運賃、運行時刻表、さらに参考にはなりますけれども、広域路線バス、それから市民バスの乗り継ぎ案内も載せさせていただいております。

こちらは、広報等にも挟み込みをさせていただきながら、それぞれの地域で御説明もさせていただいております。現在3地域で地区社協があるんですけども、そちらの2つの地区社協で細かい説明はさせていただいております。また、もう一つの地域についても今後説明をさせていただきながら、区長会等でも御案内させていただく予定にしております。

以上でございます。

○委員長（大口浩志君） 執行部から、その他の説明について終わりました。

ただいまの説明について委員から質疑ございませんか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） AI タクシーの一般質問をしたことがあるんですけど、議員の一般質問の価値と一般の人のパブリックコメントの意見の価値と、ウエートとしたらどういうふうになるか。お聞きしたいんです。

○委員長（大口浩志君） 答弁できますか。

○総合政策部長（倉本貴博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 倉本部長。

○総合政策部長（倉本貴博君） 本会議でいただく市議会議員の皆様からの御質問、市民の方からいただくパブリックコメント、重みがという御質問ですけど、どちらが重い軽いとは、ちょっとこの場では申し上げられないというのが正直なところでございます。決して、どちらかを軽んずるとかということではないということだけ、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大口浩志君） よろしいか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 久米南町の片山町長が今A Iをやって好評じゃというのが新聞に岡山県第1号で出たんですが、その内容について御存じですか。

○委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 久米南町でおっしゃるとおり、県内では最初にデマンド交通、A Iを活用されたシステムを導入されていることは、承知をさせていただいております。北海道のベンチャー企業が開発したシステムを導入されているということで、スマートフォンの専用アプリで出発地と目的地を入力すればA Iが最も効率的な配車方法を判断して、車が迎えに来てくれる「カッピーのりあい号」という愛称がついたデマンド交通でございます。

こちらは、利用人数に応じまして、5人、8人、10人乗りの車で送迎していくと聞いております。こちらもお出発の1時間前までに予約が必要ということですが、導入後は事前予約が不要となるなど、なかなか利便性が上がっていると聞いております。おっしゃられるとおり、こちらの導入をされてから、しっかり利用される方が増えたと聞かせていただいております。

赤磐市でも今回、赤坂地域それから順を追って熊山地域、山陽地域とエリアも拡大していくように計画をしております。公共交通計画にも5年計画でありますけど、A Iシステム等を活用していきたいとしっかり書かさせていただいておりますので、A Iシステムは久米南町に限らず、いろいろと参考にさせていただいて、導入に向けてこれから頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいですか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 僕が勉強したところによると、山陽団地とか、桜が丘東・西、こうい

う地域は最適じゃと、密度的には濃いと理解したんですけど、執行部としてはそういう検討はしたことがないんですか。

○委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） おっしゃられますように、山陽団地とか桜が丘とか、住宅団地で密集されているので、そういったところの人々も当然高齢化になってきておりますので、そういった地域、狭いエリアになりますけど、そういったところでも導入というのは、検討はしております。ですが、大変恐縮ではありますけれども順番的に、まずはちょっと赤坂地域というところからはデマンドと考えさせていただいております。もちろん、団地の中には、いわゆる民間バスも走っていますので、そういったところの調整とかもしっかり踏まえて、今後、実現に向けて検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大口浩志君） よろしいですか。

○委員（下山哲司君） はい。まあ、今日のところは。

○委員長（大口浩志君） ほかにございませんか。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） さっきのバスの条例改正では市民バスは、小学校入学前の者は無料となっとなってますよね。「乳幼児」となっとなってますけど、デマンドバスを除くとなってるんです。今回の赤坂地域のこのデマンドを見たら、要するに保護者同伴の乳幼児無料となってるんですけど、この乳幼児と、さっきのあれの乳幼児は一緒と考えたらいいんですかね。

この上の小学生以下の子供は200円ですよ。これ、小学生以下というたら乳幼児も入ってしまうと思うんですけど、この辺はどうなんですか。これやったら小学生とかにすればいいのに、わざわざ小学生以下の子供200円、乳幼児は無料となっておりますよね。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 先ほどの条例の関係ですけれども、もしよろしければ、そちらの資料をめぐっていただければと思います。

そちらも、小学生以下の子供は半額ということなので乳幼児は半額ですが、保護者同伴の乳幼児は無料とさせていただいております。実際問題、その乳幼児がお一人で乗るということはまずないと思っております。ですので、乳幼児は保護者が一緒に連れられるときは、デマンドについては無料と規定をさせていただいております。

以上です。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） さっきのあれとちょっとごっちゃになつとんですけど、ここだけ言うと、小学生以下の子供となったら、以下というたら乳幼児も入ってしまうんですけど、親と同伴じゃなかったら200円要るということになるんですけどよ。だから、当然乳幼児だけ乗るということはまずあり得ないと思うんで。これは小学生が200円、それで乳幼児は無料とされたほうが分かりやすいんじゃないかなと思うんですけど、以下の子供ってしてるんで、どうかと思うんですけど、その表現の問題ですけどいかがでしょうか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 確かに、この料金の書き方というか設定について議論は中でもさせていただいたんです。特にデマンドの場合、考えられるケースといたしまして、例えば小さい子供、幼児、幼稚園ぐらいの学校に入る就学前の6歳の子供だけを乗せて、例えば商業施設まで行きますと、そこでおばあちゃんが待ってるというふうに一人で乗る場合もあるかなど考えまして、乳児はないとは思んですけども、幼児が乗る場合にそこまで無料にしてしまうのはどうかということがありまして、小学生以下の子供が単独で乗られる場合は200円と設定をさせていただいております。ですが、保護者の方が同伴をされる場合は、保護者の方の運賃をいただきますので無料という考え方で、こういうさび分けをさせていただいているということです。

以上です。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） いろいろ想定されて出されてると思うんですけど、私が言いたいの、要するに条例に出てる乳幼児は入学前設定って書いてあるんです。ここは乳幼児ってどこまで乳幼児っていうんだらうかという、ちょっとニュアンスが同じじゃない、条例とこれが合っていないんです。デマンドはまた別だと言われたらおかしいと思います。市民バスとデマンドも基本的には料金は違うけど、年齢の設定とか、障害者とか、そういったのは基本同じにしないと、乗る方が市民なんでごっちゃになるんじゃないですかね。だから、その小学生以下という表現が本当にいいのかどうか。だから、市民バスも小学生以下という表現があるんならいいんですけど、そうじゃない、小学校入学前が乳幼児と設定されているんですよ、条例には。デマンドは除くと書いてあるけど、でも統一されたほうがいいんじゃないですか。これ小学生以下っていったら、以下で乳幼児は入学前というのもし入ってないし。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 大変申し訳ございません。ちょっと表現が不統一なところがあるという御指摘だと思いますので、そちらは修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。ちょっとごちゃごちゃになっているところがあるように思います。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 細かいことを言うて申し訳ないんですけど、要するに赤磐市の経営の市民バスであり、デマンドバスである、タクシーであるんで、やっぱりその設定は統一されないと使う市民というのは、ちょっとごっちゃになると思うんですよね。その辺はやっぱり表現を統一されたほうがいいんじゃないかなと思います。要望です。

○委員長（大口浩志君） それでは、先ほどの指摘を踏まえて、さっきもお願いしましたが、せっかくの事業の施行当初は勘違い等も含めて、トラブルが起きがちになるかもしれませんので、せっかくの市民サービスが始まるので、気持ちよく利用していただけるように、今は総合政策部で担当していただけてますけど、皆さん、それぞれいろんな方々にお聞きにされることも多いと思いますので、違わない説明をそれぞれでしていただけたらと思います。スムーズな発信ができるように、よろしく願いをしておきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） ないようですので、執行部からのその他については終わります。

委員から何か、その他についてございますでしょうか。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 山陽西小学校で「ひかりの実」、きれいなのがついてるんですけど、あれ始めたときに取りあえず山陽西小学校でやるけど、ほかの地域にもという説明が多分去年ぐらいあったと思うんですけど、ほかの地域で進められる予定は、今年度は別にして計画されているんでしょうか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） こういう市民協働型で1つのイベントを形成していく、つくり上げていくという手法が赤磐市全域で広がっていったらいいなと思っておりますけれども、本年度は山陽西小学校が50周年を迎えられるということもありましたので、今年は総務常任委員の皆様方にも絵を描いていただいたり、それから取付作業にも御参加いただいたり大変御協力をいただいて、少し実の数も増やさせていただいたりということでさせていただきました。

次年度以降、実際に去年と今年とさせていただいて、本当に市民と一緒にというところが少しずつできつつあると考えておりますので、市内に広げていくには、またほかの地域でしたと

きも、しっかり市民に御参加いただけるようなスキームをつくる必要があるかと考えておりますので、今後広げていきたいという思いはありますが、次年度以降ちょっとどういうふうに展開していくかというところは、今のところはちょっとお答えしにくいかなと思っております。

以上です。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 私の勝手な希望ですけど、赤坂地域の小学校が統合されるということがあって、桜が丘小学校はあまり目立つようなところがないんですけど、例えばですけど軽部小学校あたり、ファミリー公園のすぐ隣で結構長く道路沿いにあるんで、あのあたりはいかがかな、これは私の勝手な想像ですけど、検討いただくということで。

もう一点、全然別個ですけど、これ又聞きでちょっとよく分からないんですけど、タクシー業者が1社、どこか分かりませんが廃業されるんじゃないかという話を2人ぐらいから聞いたんですけど、そんな話は何かお聞きでしょうか。

○委員長（大口浩志君） 今のタクシーの件については、お答えいただける範囲で答弁をお願いします。民間企業のことですので、あんまり触れないほうがいいのかなとも思いますが、そういう情報を耳にされとるかどうかだけ、お答えいただけるようでしたらお答えください。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 今現在どちらの業者がお辞めになるという正式なお話は市では聞いておりませんが、そういう動きがあるというところは把握しているところではございます。

○委員長（大口浩志君） この件についてはこれで。

ほかにございますでしょうか。

また、執行部からその他のその他の的に報告事項ですとか、何かもしあれば。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 先ほど安藤副委員長から「ひかりの実」というお話がありました。

実際、12月3日から1月13日まで「ひかりの実」がともっております。先ほども申し上げましたが、こちらの委員会でも大変お世話になっておりますので、ぜひ皆さん見に来ていただければと思います。

なお、1月14日の日曜日には、今度は収穫作業という名の解体作業がございます。もしよろしければ、のぞいていただければと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

それからもう一点、赤磐市の旧備作高校で地球史研究所がしっかり活動をされております。

本年度、各地域の地質についてのレクチャーの講座をさせていただいておまして、今週の16日土曜日ですけれども、13時半から山陽公民館で最終回の講座を開く予定にしておりますので、そちらも御興味ある方はぜひ御参加いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（大口浩志君） 山崎課長、先ほどおっしゃられた片づけという収穫作業は、時間をおっしゃられなかったんですけど何時スタートですか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 朝の9時から山陽西小学校の校庭で外します。それから、時間を見てフルーツキャップとかを外す作業をする予定でございます。

以上です。

○委員長（大口浩志君） ほかにございませんか。

○総合政策部参与（岡本和典君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 岡本参与。

○総合政策部参与（岡本和典君） それでは、1件御報告をさせていただきます。

資料はございません。口頭での御報告になります。

まちづくり調査特別委員会でも御審査をいただいております赤磐市道の駅整備に係る事業手法検討調査業務、これの受注業者でありますランドブレイン株式会社岡山事務所でございます。これ契約先は岡山事務所ですが、いわゆる全国組織の会社でございます。この福岡事務所が宮崎県串間市の発注しました設計業務の入札に関しまして、談合事件に絡んでこの社員が逮捕されたという事件がございます。これが11月16日に逮捕されているんですが、12月7日に処分保留で釈放ということになっております。ただ、まだ事件にこの社員が絡んでいるかどうかについては、処分保留でございますので捜査中になりますが、本市の業務につきましては直接関与はないということでございますので、この調査業務についてはこの事件とは関係なく進めさせていただくということにさせていただきます。

以上、御報告です。

○委員長（大口浩志君） ほかに。

○財務部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 杉原部長。

○財務部長（杉原洋二君） 桜が丘いきいき交流センターの20周年を記念いたしまして、3つのイベントをさせていただきました。第1弾といたしましては、10月28日、29日で文化祭、この中では春風亭昇吉師匠の落語の講演会、また第2弾といたしましては、11月11日から19日にかけて、きらぼしアート展、これに並行いたしましてシンポジウムや開館20周年を記念してのコンサートも行われました。第3弾といたしましては、11月26日にアンサンブルベリウス演奏会、これは市と教育委員会の後援事業でございます。いずれの事業も大勢の方に御来場いただき、盛会であった認識いたしております。委員の皆様には御協力いただきましてありがと

うございました。

私からは以上です。

○委員長（大口浩志君） ほかにございませんか。委員からも執行部からもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大口浩志君） その他についてももうないようですので、以上をもちまして総務常任委員会を閉会としたいと思います。閉会に当たりまして、前田副市長より一言御挨拶願います。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（大口浩志君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 各委員の皆様におかれましては、12月、師走に入りまして大変お忙しい中、総務常任委員会をお開きいただきまして、本12月定例議会に上程させていただいております議案、慎重に御審査をいただきましてありがとうございました。

そして、令和5年度の補正、その他の案件につきましては、いろいろと御報告させていただく中で御意見もいただきました。私たち執行部は市民の皆様にごどのように映り、見え、どのように聞こえるのかということをお願いした御意見、そういったことも踏まえまして、よく市民の立場に立って考えて、これからの事業執行をしていかなければいけないと思われました。いただいた御意見を今後も踏まえまして、事業を推進してまいりたいと思っております。

本日の慎重な審査に対しましてお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

○委員長（大口浩志君） これで本日の委員会を閉会といたします。

なお、1月の委員会は開催せず、次回の委員会を2月7日水曜日10時から予定させていただきますので、よろしく願いいたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後0時0分 閉会